



平成29年 3月15日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 東 京 楽 天 地
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 中 川 敬
(コード番号 8842 東証第一部)
問 合 せ 先 取 締 役 総 務 部 長 高 山 亮
(TEL. 03 - 3631 - 3122)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、平成29年3月15日開催の取締役会において、平成29年4月27日開催予定の第118回定時株主総会に定款の一部変更について付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

1. 変更の理由

- (1) 取締役会の監督機能の強化とコーポレート・ガバナンス体制の充実をはかるため、「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号。以下、「改正会社法」といいます。）によって、新たに移行が可能となった、監査等委員会設置会社に機関変更いたしたく、関連する定款の一部を変更するものであります。
- (2) 改正会社法により、非業務執行取締役との間で責任限定契約を締結することが可能となったことに伴い、非業務執行取締役が期待される役割を十分に発揮できるよう、現行定款第29条（取締役の責任免除）の一部を変更するものであります。なお、本条の変更に關しましては、監査役全員の同意を得ております。
- (3) 改正会社法により、監査等委員会設置会社では、重要な業務執行（会社法第399条の13第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役会の決議によって、取締役に委任することが可能となりましたので、その規定を新設するものであります。
- (4) 第2号議案「株式併合の件」が原案どおり承認可決されることを条件として、株式の併合割合に合わせて、発行可能株式総数を現在の2億1,922万3,000株から2,192万2,300株に減少させるとともに、全国証券取引所が発表した「売買単位の集約に向けた行動計画」に対応し、単元株式数を現在の1,000株から100株とするにあたり、現行定款第6条（発行可能株式総数）および第8条（単元株式数）を変更するものであります。
- (5) 上記（4）の変更の効力は、第2号議案における株式併合の効力発生日である平成29年8月1日をもって生じる旨の附則を設けるものであります。なお、本附則は、株式併合の効力発生日経過後、削除するものといたします。
- (6) 現行定款第2条（目的）について、現状に即した記載に変更し、整理するものであります。
- (7) 株主さまへのサービス向上の一環として、単元未満株式の買増し請求を可能とするため、第10条（単元未満株式の買増し）を新設し、これに伴う所要の変更を行うものであります。
- (8) その他、上記の変更に伴う条数の変更等所要の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。また、これに加え、現行定款第10条（変更案第11条）、第12条（変更案第13条）、第14条（変更案第15条）、第16条（変更案第17条）、第17条（変更案第18条）、第25条（変更案第26条）、第41条（変更案第37条）におきまして、各項の表記を数字に括弧書を付した表記から括弧書を外した数字表記へと改める旨の変更を行います。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日（予定） 平成29年4月27日

定款変更の効力発生日（予定） 平成29年4月27日

（第6条および第8条の変更は、平成29年8月1日（予定））

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p> <p>第 1 条 (商号) (条文省略)</p> <p>第 2 条 (目的) 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>1. <u>映画、演劇その他各種興行および娯楽機関、陸上交通運輸事業ならびに駐車場の経営</u></p> <p>2. <u>煙草その他物品の陳列販売ならびに飲食営業</u></p> <p>3. <u>運動競技および各種教習施設の経営</u></p> <p>4. <u>天然ガスの採掘ならびに温泉、浴場、理容、美容、ホテル、旅館事業の経営</u></p> <p>5. <u>興行場の賃貸借</u></p> <p>6. <u>土地家屋の売買、賃貸借、仲介および管理</u></p> <p>7. <u>映画、演劇、音楽、スポーツ等各種催物の入場券の委託販売</u></p> <p>8. <u>損害保険代理店業および生命保険の募集業</u></p> <p>9. <u>広告代理業</u></p> <p>10. <u>催事、展示場等の企画、製作、実施およびその請負</u></p> <p>11. <u>出版、ビデオソフトおよびコンピューターソフトプログラム等の製作ならびに販売</u> (新 設) (新 設) (新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>12. <u>その他前各号に関連する事業</u></p> <p>第 3 条 (本店の所在地) (条文省略)</p>	<p style="text-align: center;">第 1 章 総 則</p> <p>第 1 条 (商号) (現行どおり)</p> <p>第 2 条 (目的) 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p>(1) <u>映画、演劇その他各種興行および娯楽機関の経営</u></p> <p>(2) <u>煙草その他物品の陳列販売</u></p> <p>(3) <u>運動競技および各種教習施設の経営</u></p> <p>(4) <u>天然ガスの採掘</u></p> <p>(5) <u>興行場の賃貸</u></p> <p>(6) <u>土地家屋の売買、賃貸、仲介および管理</u></p> <p>(7) <u>映画、演劇、音楽、スポーツ等各種催物の入場券の委託販売</u></p> <p>(8) <u>損害保険代理店業および生命保険の募集業</u></p> <p>(9) <u>広告代理業</u></p> <p>(10) <u>催事、展示場等の企画、製作、実施およびその請負</u></p> <p>(11) <u>出版、ビデオソフトおよびコンピューターソフトプログラム等の製作ならびに販売</u></p> <p>(12) <u>駐車場の経営</u></p> <p>(13) <u>飲食店の経営</u></p> <p>(14) <u>温泉、浴場、理容、美容事業の経営</u></p> <p>(15) <u>ホテル、旅館事業の経営</u></p> <p>(16) <u>その他前各号に関連する事業</u></p> <p>第 3 条 (本店の所在地) (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第4条 (機関) 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 取締役会 2. 監査役 3. 監査役会 4. 会計監査人 	<p>第4条 (機関) 当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 取締役会 (2) 監査等委員会 (削除) (3) 会計監査人
<p>第5条 (公告方法) (条文省略)</p>	<p>第5条 (公告方法) (現行どおり)</p>
<p>第2章 株 式</p>	<p>第2章 株 式</p>
<p>第6条 (発行可能株式総数) 当社の発行可能株式総数は、<u>2億1,922万3,000株</u>とする。</p>	<p>第6条 (発行可能株式総数) 当社の発行可能株式総数は、<u>2,192万2,300株</u>とする。</p>
<p>第7条 (自己の株式の取得) (条文省略)</p>	<p>第7条 (自己の株式の取得) (現行どおり)</p>
<p>第8条 (単元株式数) 当社の単元株式数は、<u>1,000株</u>とする。</p>	<p>第8条 (単元株式数) 当社の単元株式数は、<u>100株</u>とする。</p>
<p>第9条 (単元未満株式についての権利) 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 会社法第189条第2項各号に掲げる権利 2. 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利 3. 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利 <p>(新 設)</p>	<p>第9条 (単元未満株式についての権利) 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利 (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利 (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利 (4) <u>次条に定める請求をする権利</u>
<p>(新 設)</p>	<p><u>第10条 (単元未満株式の買増し) 当社の株主は、株式取扱規程の定めるところにより、その有する単元未満株式の数と合わせて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。</u></p>
<p>第10条～第12条 (条文省略)</p>	<p>第11条～第13条 (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第 3 章 株主総会</p> <p>第13～第18条 (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第 4 章 取締役および取締役会</p> <p>第19条 (取締役の定員) 当社の取締役は、<u>13名以内とする。</u> (新 設)</p> <p>第20条 (取締役の選任の方法) 取締役は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>(2) (条文省略) (3) (条文省略) (新 設)</p> <p>第21条 (取締役の任期) 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>(新 設)</p> <p><u>(2) 補欠または増員のため選任された取締役の任期は、他の現任取締役の任期の満了する時までとする。</u> (新 設)</p>	<p style="text-align: center;">第 3 章 株主総会</p> <p>第14条～第19条 (現行どおり)</p> <p>第 4 章 取締役および取締役会ならびに <u>監査等委員会</u></p> <p>第20条 (取締役の定員) 当社の取締役は、<u>18名以内とする。</u> <u>2 取締役のうち、監査等委員である取締役は5名以内とし、その過半数は社外取締役とする。</u></p> <p>第21条 (取締役の選任の方法) 取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役を区別して株主総会の決議によって選任する。</u> <u>2 (現行どおり)</u> <u>3 (現行どおり)</u> <u>4 補欠の監査等委員である取締役の予選の効力は、当該決議後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p> <p>第22条 (取締役の任期) 取締役(<u>監査等委員である取締役を除く。</u>)の任期は、<u>選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> <u>2 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> (削 除) <u>3 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p>

(下線は変更部分を示す)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第22条 (代表取締役、役付取締役および相談役、顧問) 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。</p> <p>(2) 取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を選定することができる。</p> <p>(3) (条文省略)</p>	<p>第23条 (代表取締役、役付取締役および相談役、顧問) 取締役会は、その決議によって、<u>取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から代表取締役を選定する。</p> <p>2 <u>取締役会は、その決議によって、取締役(監査等委員である取締役を除く。)</u>の中から取締役会長、取締役社長各1名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を選定することができる。</p> <p>3 (現行どおり)</p>
<p>第23条 (取締役会の招集権者および議長) (条文省略) (新 設)</p> <p>(2) (条文省略)</p>	<p>第24条 (取締役会の招集権者および議長) (現行どおり)</p> <p>2 <u>前項にかかわらず、監査等委員会を選定する監査等委員は、取締役会を招集することができる。</u></p> <p>3 (現行どおり)</p>
<p>第24条 (取締役会の招集通知) 取締役会の招集通知は、各取締役および各監査役に対して、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>(2) <u>取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</u></p>	<p>第25条 (取締役会の招集通知) 取締役会の招集通知は、各取締役に対して、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 <u>取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</u></p>
<p>第25条 (取締役会の決議の方法) (条文省略) (新 設)</p>	<p>第26条 (取締役会の決議の方法) (現行どおり)</p> <p>第27条 (<u>重要な業務執行の委任</u>) 当社は、<u>会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)</u>の決定の全部または一部を取締役(監査等委員である取締役を除く。)に委任することができる。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第26条 (取締役会規則) (条文省略)</p> <p>第27条 (取締役会議事録) 取締役会の議事録には、議事の経過の要領およびその結果その他法務省令に定める事項を記載または記録し、出席した取締役および監査役が、記名押印または電子署名を行う。</p> <p>第28条 (取締役の報酬等) 取締役の報酬、賞与、その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>第29条 (取締役の責任免除) (条文省略) (2) 当会社は、<u>社外取締役との間に、会社法第423条第1項の責任について、当該社外取締役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、法令の定める最低責任限度額を限度とする旨の契約を締結することができる。</u></p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>	<p>第28条 (取締役会規則) (現行どおり)</p> <p>第29条 (取締役会議事録) 取締役会の議事録には、議事の経過の要領およびその結果その他法務省令に定める事項を記載または記録し、出席した取締役が、記名押印または電子署名を行う。</p> <p>第30条 (取締役の報酬等) 取締役の報酬、賞与、その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役を区別して、株主総会の決議によって定める。</u></p> <p>第31条 (取締役の責任免除) (現行どおり) 2 当会社は、<u>取締役(業務執行取締役等である者を除く。)</u>との間に、会社法第423条第1項の責任について、当該取締役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、法令の定める最低責任限度額を限度とする旨の契約を締結することができる。</p> <p>第32条 (監査等委員会の招集通知) <u>監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対して、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u> 2 <u>監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</u></p> <p>第33条 (監査等委員会の決議の方法) <u>監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
(新 設)	<u>第34条 (監査等委員会規則) 監査等委員会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。</u>
(新 設)	<u>第35条 (監査等委員会議事録) 監査等委員会の議事録には、議事の経過の要領およびその結果その他法務省令に定める事項を記載または記録し、出席した監査等委員が、記名押印または電子署名を行う。</u>
<u>第 5 章 監査役および監査役会</u>	(削 除)
<u>第30条 (監査役の定員) 当会社の監査役は、5名以内とする。</u>	(削 除)
<u>第31条 (監査役の選任の方法) 監査役は、株主総会の決議によって選任する。</u> <u>(2) 監査役の選任の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u>	(削 除)
<u>第32条 (監査役の任期) 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> <u>(2) 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u>	(削 除)
<u>第33条 (常勤の監査役) 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</u>	(削 除)

現 行 定 款	変 更 案
<p>第34条 (監査役会の招集通知) <u>監査役会の招集通知は、各監査役に対して、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u> <u>(2) 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</u></p>	(削 除)
<p>第35条 (監査役会の決議の方法) <u>監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</u></p>	(削 除)
<p>第36条 (監査役会規則) <u>監査役会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規則による。</u></p>	(削 除)
<p>第37条 (監査役会議事録) <u>監査役会の議事録には、議事の経過の要領およびその結果その他法務省令に定める事項を記載または記録し、出席した監査役が、記名押印または電子署名を行う。</u></p>	(削 除)
<p>第38条 (監査役の報酬等) <u>監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p>	(削 除)
<p>第39条 (監査役の責任免除) <u>当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第1項の監査役(監査役であった者を含む。)の責任を、法令の限度において免除することができる。</u></p>	(削 除)

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>(2) 当社は、社外監査役との間に、会社法第423条第1項の責任について、当該社外監査役が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、法令の定める最低責任限度額を限度とする旨の契約を締結することができる。</u></p>	
<p>第6章 会計監査人</p> <p>第40条～第41条 (条文省略)</p>	<p>第5章 会計監査人</p> <p>第36条～第37条 (現行どおり)</p>
<p>第42条 (会計監査人の報酬等) 会計監査人の報酬等は、代表取締役が<u>監査役会</u>の同意を得て定める。</p>	<p>第38条 (会計監査人の報酬等) 会計監査人の報酬等は、代表取締役が<u>監査等委員会</u>の同意を得て定める。</p>
<p>第7章 計 算</p> <p>第43条～第46条 (条文省略)</p>	<p>第6章 計 算</p> <p>第39条～第42条 (現行どおり)</p>
<p>(新 設)</p>	<p><u>附 則</u></p>
<p>(新 設)</p>	<p>第1条 (監査役の責任免除等に関する経過措置) <u>当社は、第118回定時株主総会において決議された定款一部変更の効力発生前の行為に関する会社法第423条第1項の監査役 (監査役であった者を含む。) の責任の免除および監査役と締結済の責任限定契約については、当該変更前の当会社定款第39条の定めるところによる。</u></p>
<p>(新 設)</p>	<p>第2条 (効力発生日) <u>第6条および第8条の変更は、平成29年8月1日をもって、効力が発生するものとする。なお、本条は、当該変更の効力発生日の経過後これを削除する。</u></p>